中国の民族政策をめぐる新思考:

族群」「自治と共治」 内蒙古自治区を中心に

加々美光行



近年、中国の民族学学界では「民族 nation」概念に代とい。 を自体を用いることを止め、それに代えて「ethnic group」 概念を用いることを止め、それに代えて「ethnic group」 どの議論が現れているのである。 こうした議論は実は九〇年代に入って、「階級」概念の再

では群衆)」概念が死語化し始めていることと符節を合わせ

概念が多用されるようになり、「大衆(中文

大きな状況変化が働いていることが多い。後に時代状況の変化、とりわけて国際世界の歴史を画する変わって近接する別の概念が注目化される状況は、その背る現象と見ることも出来る。ある概念が死語化し、それにる現象と見ることも出来る。

うした時代状況の変化を洞察して提起された最初の戦略転わたって世界を支配し続けた米ソ東西冷戦体制が崩壊する人類史を画する巨大変化の時代であった。その変化は当然とになった。上述の概念の変化はそうした時代状況の変化を映す鏡にほかならない。天安門事件から二年半後の一九を映す鏡にほかならない。天安門事件から二年半後の一九を映す鏡にほかならない。天安門事件から二年半後の一九を映す鏡にほかならない。天安門事件から二年半後の一九を映す鏡にほかならない。天安門事件から二年半後の一九を映す鏡にほかならない。

の浮上 なり、 代変化と政治 のである。 実力者となった江 実 上第 が す ある種それ \$ 一定の政治的含意を伴い のであ ではその概念上の変化は具体的 的含意を伴っ 線を退くと、 沢民主導の戦略が多く提起され 0 への反応として上述のような新 た。 その後 てい 九四年、 た 九 か? つつ起きるように 九三年末までに鄧 九五年を境とし にどの ような時 たな概念 るように て最高 なっ 小 た 17

「階級」概念と「民族」概念一 近代国家の成立と

したのであ

て用いられてきた。「大衆」も同 によって国家的支配・被支配の として概念化され 知 のように の名によって国家政治支配 概念は 政治 様にマルクス主 _ 九 11 的関係を表す 紀以 来マ 義 ル 概念とし クス主義 の枠内で の主体

による 概念にせよ、 員対象として つとも 共産党内部の造反派といった国家または党派 政治的動 現 主体とは名ばかりで、 政治的客体をなす場合が多かっ 実の働きとし の枠組 ては みの中で政治 「階級 政権党としての共産党 概念にせよ 主体では た 大 なく 的 勢力 衆 動

念は一七世紀から一九世紀にかけての資本主義近代の時代それでは「民族」概念はどうか? 「民族= nation」概

ウィ 族 したのを受けて、一九八一年一月米国大統領のウッド ドイツ・プロイセン帝国 界でハプスブルグ王家、 概念として登場した。 自 ・解放・分離などの政治支配にかかわる概念とし 玉 決 ルソンが提起した「世界平和のための一四カ条」 民国家 が強調されるや、 (nation state) とりわ などの旧帝国支配 D 7 民 の誕生と共に国家 け第一 ノフ朝、 族 概念は 次世界大戦後、 オスマント 明確に が最終的 国 家の 欧州 に コ朝 D 独

来る。 性は 契機とするのが常だっ 党派による アジアでは日 欧州ではドイツ・プロ 政治的客体をなす場合が多かった点は かし 一政治動 的な意識 「民族」 「政治的 員 本天皇制 の働 がおお 概念も 動員 た点にも明瞭に現れる。 の超 イセン帝国崩壊後のナチスの台 むね理性的であるよりは したがって政 階級 国家主 の枠組みの中 義 概念と同 の台 否め 治 で動員対象とし 頭に見ること 的 ない。 様 な その典型は 幻想 Ĕ 家や その客体 一倒的 政

紀 ら人々が解放され 初頭にかけてアジア各地に列強宗主 むろん 多分に自覚的意志を伴う理性的意識 「民族」 に関 ようとする意 して言えば、 \$ 識 国家的 的契機とし 九 世紀後半 玉 抑 0 0 7 働きをも ジア植民 7 政 から二〇世 働 治 く場 的 抑 0 地支 て登 F

ンド 明ら 配 0 か 対 7 す る抵 ハト 自覚的 マ・ガンジ 抗 な主体的 放 運 意識 動とし 1 によるア 力的 働 て台頭 Va E て i V サ た。 to (非暴力抵抗 その典 民 族 型 運 は 動 運 1 は

級の働きを定義づけたことは、 支配の意識として登場するときには は「実体的」な主体意識として登場するということである。 国家支配 この点でかつて高島善哉がその著 政治的動員 民族母体、 概 W に見ることが出来る。 換えれば、 念の働きの の抑圧に対する抵抗の意識として登場する場合に 階級主体」という枠組みを提起して、]の客体としての働きを看過していた感を免れ 「民族」にせよ 抵抗運動 今日から見ると一 の主体的 階級」にせよ、 『民族と階級』 「幻想性」として働き 一面のみを見て、 民族」階 民族と階 国家政 の中 to 治

け

7

0

0

政治概 たのも 三年一月の「マルクス主義と民族問題」において最初に 0 族 | 概念を特殊ブルジ 登場と同一 概し いず て 念として長く用いら れの場合もブルジ 民族 階級 過程をなすと見る観点に拠ってい の登場が 民族 3 アの の両概念は政治的にも学 ń 階級」としてのブルジョ ョア的近代国家支配にかかわる な歴史概念とみなす定義を行 てきた。 スター リンが 7 問 3 九一 的 民 K

ない。

摘し

冷戦体制崩壊と、階層 族群 | 概念の浮上

戦体制秩序 際政治秩序枠組みとして働いてきたのであ た近代国家 た動きを生み出すことになった。 戦体 制 0 もまたこの 崩壊は当然、 民国家 階級 支配 階級 の枠組みを前 民族 「民族」 0 両 概念の る 提 概 に登場 念に支えら それ 崩 した国 壊 ゆえ冷

らした衝撃にほかならない。同著は中国の社会階層に関する研究報告」 た象徴的な出来事は、 中国に おい 階級 二〇〇二年初めに出版され 概念に 同著は私営企業主が中国 「階層」 が中国 概 念が 一の学術界 取 た 7 に 代 当代 もた 0 ゎ

会階層構造の重要な構成部分をなすに至っている事実を指

る唯 的に避けることによって、 ここでは政治支配の含意の強い の基準ではなくなったとも主張したのである。当 同時に生産手段に対する占有はもはや 私営企業主の大々的 階級 概念の使用を意図 階層を区 な台頭を

登場として評 ブな方向での新たな政 ジョア階級 るのであ にはここで るのでは 価しようとする意図 0 の政治的登場とは異なる新たな「階層」 なく、 階層 治的含意を伴う 階 概念は非政治的概念とし 級 概念の否定というネガ が働 概念とし いてい た。 て提起さ とは で用 テ 10 ž

厳密

7

10

ル

7

とし 解可 公有制 つつ、 色を有 れることに 内 をなし 治報告を契機とし 中 『場経済』 体 九 体 能 義 制 九 制 な 7 政 てい 矛 な 0 経済はわが国の社会主 t 間 治 する社会主義経済」 種 じた。 関係を 盾 ついて 年 0 一ブラ なる 3 所有制経済を一 九月 の枠内にあ に変化したとの 矛盾を和 5 スサ の新 2 と規定し 開 に社会主 階層 セ てい n 催 た 4 D 0 解 は サム 当 な るも 第 30 口 的なも 然にも 認 て 能 義と資 0 を、 認識が現れたことによっ 緒に発展 Ŧī. すなわち政治報告 0 概念の 識 なも 的 としたの 私営企業の台 義市場 П は 「社会主義公有制 のとし なも 本主 国 中 のと見なす認 際 その根底に社 転換 させる」とし、 政 経 一共産党大会の のとしてでは 義 であ 治 て把握し 済 0 は 体 0 0 回頭を 認 る 重 制 要な構成部分 は 識 間 戦 なおすも 会主 に を主体とし 対 崩 の登場 なく、 0 社会主義 中 江 V. \$ か 壊 7 沢民 と共 義 中 反 0 力多 1/1 一映さ の特 Ł 国 和 は 和 政 0 資 \pm 解

重

大な問題は生

一じな

13

明

から九六年に 能 ることを な 初 0 ラス 治 7 提 殊 起 重視す に か サム 利 共 0 通 害 n H 1/2 る観点が提起され 利 7 7 的 害 山 よる対立 際政治学者の王逸舟 なも 体 すなわ 0 形成 制間および のとして を を通 ち C 面 際政 的 捕 たのである 7 \mathbb{E} 和解 らえ 家間 に強 治 る議 的 調 や兪正 0 お する従 な契 関 V 係 論 7 機 粱 は を 来の観 力当 15 九 和 家 働 t 解 Ŧi. 間 言 0 年 口

> 釗は 点に かか おける共通利益 国外交の大方針に触れ 関連 わらず中 Ŧi. 4 で中 中 時 九 は同 関 0 年に İ 指 係 年 の対米外交の政策プレ 濵 に 部 点 私と行 Ħ 緊 て、一中 の対米 月 張 の考慮 力多 末 走 0 K た対談 玉 台 協 0 しる動 た年 湾 の将来的発 調路線 0 に当 李登 3 0 限 中 は 1 堅 b 0 た 輝 一持され 展 九 2 総 0 Ŧī. でも 統 大方向とし と中米関係 7 年 10 かぎ あ 訪 以 る陶文 来 米 0

ティと国家」 どがもたらした波紋 院近代史研究所が主催し して生起した。 記憶と族群 方 族群= た② に のアイデンティ お 具体的に ethnos 43 て、 办 王明 た国際シンポジウム は 概念の浮上も、 台湾経 九九四 テ 珂 が行っ 1 曲 ٠. 6 台湾 中 年 た報 围 \mathbb{E} の族 月 ほ 内 告 台 ぼ 「アイデンテ 群の経 湾 時 \$ 過去、 の中 期 を 坎 同 研 -寸

た変化

であ

0

とし 害となっ を 求められ 況 湾 のなかで 台湾に て提起され 概念が政 てい お るようになったからである。 1/2 概 民 7 たのである。 て概念規定しようとしても たの 念を区別する上 治的意味合いをもって大々的に浮 「族群」 は 概念に代わるアイデンティティ 九四 概念が 年当 で定義上の 時、 民 族 李登輝 すなわ 概念に代 困難が大きな 政 漢民族 ち 権 上する状 わるも 概念が 湾

史的時 Ŧ 間 珂論文は一 (過去) 定の を経 験として共有する場 集 4 が特定の地理的 空間 合 に 0 お 集団 Vs 7 経

れてい 両義的解釈を許す政治的なアイデンティティとし 結びつき得る可能性を秘めた。 こでは うすることで台湾島という地理的空間で歴史的な集団的経 験を基礎とするアイデンテ デンティティ 験を共有することによって生起する「台湾人」 のアイデンティテ 意識として再規定しうると考えたのである。 ると見てよ 族群 は の持 「民族」 1 Va 形成 0 アイデンティティは国家形成意識 意識 0 基礎条件となると見 イティこそが としてではなく しかしその点についてなお 一族群 意識 なし 11 しろ て提起さ むろん ethnos た。 0 アイ 族 に

少数 は政 諸権利要求の根拠が弱体化せざるを得ない状態が広がり る状況があ うな地域、 あったのである。 受けてきた歴史的経緯が働いてい 人民共 治 Ė た背景には、 [民族] 数民族の分離独立が不可能となってい 和国成立後もしばしば政治的分離主義とし |国内に台湾の学界で提起された 的 K さら h あ まり のアイデンティテ その分、 とりわけ漢民族の大量移住によって事 は複数 「民族」 に手垢 従来の を主 民族が混住 が付きすぎているという経 体とする諸 ィが徐々に希薄 民族 る。 つまり 雑居す 族群 概念を根拠とした 権利 る内蒙古 「民族 要 る地域では 一求が 概念が導入 化を迫ら て抑圧 概念 緯 中 華 実 力等 を

Ť

この間

の経緯を少し振り返ってみよう。

0 あ 0

世代が次々に登場し、 る。 が導入されるため に達してい ぼ喪失し、 めモンゴル人は のうち、 としての また は一六・四 蒙古自治区では既に総人口二三 民族」主体としての弱体化は、 漢人人口が約八○%で一八五一万人、 「双語教育」 (るのが現状である。こうした内蒙いた登場し、モンゴル語を話せない 漢民族経済への依存性を高める結果になっ 根拠付け % で約三七二万人を占めるに止まる。こ 民族」主体としては経済的な自立性 漢語を事実上の母語とするモンゴル を別 の下で小学二年の段階 個に求める客観的な必要性 こうした内蒙古 四 台湾人以上 五万人(一九 人口 から にその ロモンゴ モンゴル 8 漢語 九八 相当 を高 をほ ル 7

0

80

ていたのである

有という一点に絞り込んだ 80 ろー て合理 こうした状況下に、 民族 的 な転換と言えたの 概念から離れ É \exists のアイデン 7 「族群」 である。 過去の 概 念に 集団経 テ 1 水め テ 験 1 3 0 0 記 確 憶 寸 は 0 を 共

Ξ ポスト冷戦時 民族自決権 否定 期の 民族 紛争 Ō 激化 ع

中

国

0

民族学学界は改革開放以前

0

時

期

に

は

九

天

四

年

中国の民族政策をめぐる新思考 47

することは理の当然となる きた。こ てなされ ルジ il 所釈され 華 3 3 の悪名高 求 3 3 される。社会主義はコア階級の利益追4 の劉春論文に基づくならば る諸 とするようなスター は 的 権 一然反革 社会主義体 利要 史 概 春論文によっ 念であ 求 命 0 定求の 的 運 動や闘 な 制 り」「民族 政 ij b 下にはそうしたブル て提起 治 0 と評 行動 争 的 簡 およそ民 観 は 点 題 3 価 K され 実質 に n ほかならないもの 0 長 実 た くく支 族 上ことごとく これ 集団 は 民 3 配 族 階 ョア的 され を に 級 は 弾圧 ょ 問 特 殊 7 題

民族 それゆえ階級矛盾が消滅した社会主義体制下にあっても 概念を剥ぎ取る作業が定着した。 して翌八〇年夏までには 0 幕 こうした解釈 劉 事 開 0 各々別 けすぐ テ 務委員会第一次拡大会議 1 内部に「民族問 ゼを批 の一九七九 個 0 \$ 判 発 かかか する動きが 生 わらず、 題 年五月 発展 「民族」 は起こり得るとしたのだっ . に天津 最 消滅 概念に張り すなわち だっ 初 九八四年に公布された に の法則を持って た。 で開 現 n 同会議 たの 催 付 民族 3 Va n は た を契 た 改 Ł 革 階級 お 機 国家 開 階 た第一 b Ł 放

\$ 0 革 指導 開 放 部 後 は漢民族とその 七 九年か から八 七年 他 民族 月 との 0 胡 間 耀 に 邦 存在 0 失

族区域自

治

権の

みを付与する民族政策を固守

族区域自治法

では、一

民族

主体の分離独立

一権を認め

であ

る

民族自

権

を依

然受容

した。

民

Ŀ の民族政策 0 てきた経済 不平等」 として 0 . 文化 誤りを正 認 ・思想など各面 め、 す その 方向を採 よう るに な に 事 お 至 H 態 った。 る格差 を h 事 调 実

これ 激化 体 る危 ドネシアの ソ連邦は崩壊し b である。 と拡大して行ったの んだ一 でセル b こうしたなか けソ が九 が成 さらにこれ L 二年 この 九八〇年代末から九〇年代前半期に 百 立 連邦内の各民族 ビア人 問題として浮上するように 東ティモール 人以上 した。 以 時 後 への自 期 で中国 て九一年 も全く同 0 あたかも であ 死 术 世 治 スニア 者を生 一界各地で民族紛争が激発した 政 の民族政策が 3 でも 共和国で分離要求が強まっ 時 府が誕生し 一二月に 期 to . 時 惨 期の 九一 分離独立を要求する運 ル 事 は ツェ 年 九 Č 围 なる 753 て民族紛争が勃発 0 首 家安全保障 _ 秋に 年二 ゴピナ民族紛 府 S 0 デ は、 クロ 1 (独立 かけ 月に IJ 冷戦 アチ で生生 てのこと に 冒家共同 は 崩 か 動 か イ 内 かま 本 b

権 \$ P タンの民族紛 ゼル 次ぎ 他方口 共 0 和 为当 る武力侵攻が あ 18 イジャ とり シア 0 0 た。 D b 争 領 内では、 30.5 7 Ut ンとア をはじめ Ť か 5 ゴル 開始され IT ル 0 九 四 1 分 九二 X カフカ ニア 離 年 カラバ 年 要 末 に スス地 以 紛争は 求 0 後 は 武 対 フ自治 方を中 北 力 もグ 0 衝 L カフ Va 7 突 ル は に 力 3 州 10 泥沼 0 に 7 ス I 極 0 8 帰 民 1] 族 手 0 17 7 属 様 深 3 I を巡 1 チ 刻 \$ 丰 政 I な ス

呈す るに至 2 た (J) 6 あ 3

結果、 国境を有する中 ことになった。 こうした状 L 九八七年までにそれまでの民族政策の反省に立 つつあ 況 0 围 は た柔軟化 にとっては深刻な脅威を形成 口 シアお 政策は よび中央アジ 再度転換を求められ ア諸 国と した。 隣接 その

選択 国境外部 かす可能性があると見たためであ 国政府は世界各地に多発する民族紛争を目の前にして、 し始める。すなわち自国国境周辺の民族問題の激発が 断的 の民族勢力と結びついて自国 な 地域主義」 に依拠した国家安全保障政策を 3 国家安全保障を脅

力

組み込まれてゆく。 として再発足している。 で、さらにウズベキスタンを加えて新たに フ」と呼ばれる地域協力機構を設立した。 体的には一九九六年、 として急速に、 キルギスタン、 ニュー ヨーク九・一 タジキスタンとの間で「上 「反テロ・グロ この 中 「上海協力機構」 国政府は、 一テロ 1 バリズム の 三 D 上海協力機構 3 同機構は二〇〇 か は 月前 九・一一テ の潮流 カザ 海 ファイ 0 段階 フス

> を変えぬ なったのであ ば か b か か え 0 てそ 0 政治的 性 格 を 強 め 3

境横 と述べているほどである。そラックリスト中、中国は五、 は、 認識が支配的となったのであ それゆえ中国領内の民族問題は、 体制間対立に起因するものではないと見なされるに至った。 かわる事態を招くとしても、 たらす結果にさえなった。 なものとする認識を強め、 のように |境の外部の民族紛争と連動して中国の国家安全保障に 研究所副 反テロ・グロー それ自体としては対米関係をいっそう改善させ 断 的 体制 地 所長の陶文釗などは 域横断 間対立」を「和解 18 のたのである。 IJ ズ 4 それゆえ中国領内の民族問 たとえば中国社会科学院ア 安全保障上はむしろ安定感 それは決し 0 六段そのランクが下がっ 潮流 派的 一アメリ 口 体制的要因であるより に中 能 な要因 て「和解 カの対外戦 Ē から に起因するとの 加 セ ロサ わ 0 た メリ か から ブ

され させつつ、 崩 ば陳聯 壞 この時 るようになっ の根本因とし 壁 期 は ソ連邦につい なったのもそうした背景からである。 [民族自決] 概念をめぐって新たな解釈 は民族区域自治 た上で 次のように述べ て、 を実 民族自決原則を形 践 てきたことが 式上 たとえ 連

体となし、 族自決を指導原則として、 その上で様々なレベルの民族区域自治の実体 民族 めを連邦 0 境界 形 を

格化とともに

概念と切

り離され たに

て使用

され

概念の

民族 階級

概念は

既

に中

内では

改革

開放

0 本

を境に依然国家支配に

かかわる政治概念としての性格

もかかわ

5

ず、

この

化が進展するかに見えてい

そうした純粋な単一民族国家は存在せず、ただ「多民族国 は今日、国家主権を有する一八〇以上もの独立国家のうち な結果を招く」。そして結論として民族自決は な民族矛盾 的な情緒を激 つの理想的な神話に過ぎないとしたのである。 のみが存在しているとし、その意味でも「民族自決権 あるいは単一民族国家を原則とするものだが、現実に 人為的 することをも の解 VE 民族 一発させる作用を引き起こすことに 決と多民族国家の統 0 0 自 て国家の 己意識を強化させ、 行政区 画となす の維持にとって不利 民族 場 一民族 なり、 独立 合に の自 は 複雑 _ 玉 実

くまで中国特有 定する議論を、 を改めて ることはなかった。 を公布して以来、 民族自決権」を普遍的かつ原理的に否定する議論を展開 中 ポスト冷戦 たわけ 国政府は元来、一九五二年に「民族区域自治実施要 してきた。 民族区域自治」 的 独立、 である に 適 しかし自 中 の現時点で中国政府は従来のこうし 0 玉 国情に基づく政策であるとし 自国領内では 分離要求に結びつく というの n の権利のみを認める「民族政策」を るべき原理として明 有の国情に基づくという規定を越え 国 領内を越える世界規模の範囲 \$ 「民族区域 「民族自決権」を実質否定 民族自決権 自治 確に打ち ていたから 政策は た姿勢 出 を否 すに 綱 あ 寸 7

台湾で浮上した「族群」概念が中国国内の学界にも影

たのである。を及ぼし始めたのは、まさにこのような時期に当たって

四 「民族自治」から「民族共治」へ

求を合法的な権利として要求する基盤をなしているとする 求がエスカレートし として解釈される傾向を持ち、 自治」権を意味せずに、 至った。 自立的な方向を誘発する要因が働くことが問題視されるに たな議論として一 向を目指すことを否定したものであるが、これ な否定は、 Ê が強まったのである。 のような状況下になされた すなわち「民族区域自治」 民族」の主体的な働きとし 民族自治 て分離主 特定の単一民族の 義的 の概念自体にもそうし この な 権が複 民族自決権 一民族 「単独自 7 自 数民族 単独· 治権 決 単独 6 自 自治 権 伴 立 0 0 つって た単 原 の希 共同 0 な 要 独

を持たず、 する自治権を付与する。 なわち一定の区域空間に よってその 元来 その人口規模と居住空間 自治 「民族区域自治」政策は、 X などの 散居あるいは雑居し 「自治」 権限の内容を規定するも X 域 これ を単位し 集居」 に対して一定の居住 の大小によって自治県 て他の諸民族と混 して暮らす 民族 とした空間 の居住 民族 のだ 形 的 統 態 に 住 X 0 0 つい す を 違 る民 1/2 7

Us

族 た権利が与えられる。 会、省人民代表大会に て参画する権利のみが与えられる。 あくま に 0 で当該居 W ては、 住地域 族区域自治とい 一定比率の民族代表を送り込むとい の地方自治にマイ う形式 たとえば県人民代表大 0 シリ 自治 テ 権 イ集団 は与えず とし

るか りわ ほど遠 解がこ を持つが、いずれに 族名なのかという論 区は、 解としては空間的統治を民族が主体になって行うという理 ている。 グル」「チベット」「広西チュアン族」 ところでこの「民族区域 0 らであ け漢民族移 四自治区は複数の諸民族の居住地域をなし 6 れまでなされてきた。 いずれも特定民族の名称を冠した 「内蒙古」自治区だけはその名称が地域名な ものとな る。 いずれにせよ この結果、 民の人口比率が極めて高い状況をなして 0 ている。 議があって 「民族区域自治」 「民族区域自治」 自治 なぜなら だが現実はこの原則的理解 他の自治 の名称として 「寧夏回 「チベ 一自治区 とは は特定の一 区と異なる性格 ット 族 てお 新疆 原 の各自治 を除 にな b 則 0 民族 的 か民 ウィ 理 Ł < 13

> 意欲が減退する結果になっているとした。 中央への経済的、 とした。 連 るいは特定の民族区域自治空間を越えた他 を希求する傾向が強く現れ、 とになる。 は 向きの権益追求による中央政府への支援要求が強まる結 自 現状認識 に過ぎない 携による共同自治参画への意欲が減退するに至って 民族の居住区域空間 いかに守られるかという疑念を生じさせざるを得 加 が顕著となる。 か らもし さらに現実政治のベクトルとしては、 によれば、 非 のだとすれ 漢民族を含む諸 漢民族の 民族共治」 財政的な依存性、 こうした状況から、 またそれ 1 ば 数 に対する内向 の理論を展開する朱倫や杜文忠ら 民 自民族を主体とする固 民族の共同 族 にあい呼応 ひいては諸民族間 0 側か 従属性 きで排他的 らす 主体に 「民族自治区」 n L 7 の民族地 ば、 (中文では依附 国政 よる空間 自民 の連 民 な自主 有 族 g) 域と Ĭ 擦 族 0 では 権 の内 統 域 13 3 あ 0 治

開すべしとする議論が登場するに至ったのである。 民族自治」に制約を課して、 ここで言う「民族共治」 こうした傾向を克服するために、 0 概念定義をその最初の 新たに 一ポスト自治」 「民族共治 0 方向 È 唱 T は

つって、 を図る法則のなかに存在する 族共治の根 自身の個別利益と各民族間 源は各民族が共 生 . 0 共)共同 存 利 0 益 0 係 対 0 か 統 6=

られ

てきた。

区域自治の主体として掲げられる民族

朱倫に従って示せば以下のようであ

たとえ各自

治

区名

につ

1

グ ル

X

"

1

チ

J.

P 民族

民族

の共同

主体に 0 まり

よる統治たらざる得ぬ

ものとして進め

のみを主体とする空間的統治ではあり得

ず、

漢民族を含む

の排他的な自治ではないということである。

蒙古などの民族名が掲げられ

ようと、 チ

特定の一

あ

図ることで諸民族間 在するのであり、 間にも特殊利益の対立が存在するが 特殊利益 にするも 間 ような議 寸 なわ の共通利益 の対立 ち今日 0 「民族共治」概念はこ は だった。 も平 が存在 実は の対立を和解せし 諸 和的に解決しうる」 玉 家間 王逸 つまり中 この共通 舟らのポスト冷戦 の特殊利 国国 の共通 8 同時に共同 益の 家の 利益 共 とする認識 対立 生 利益の助長 内 の増進を通 ٠ 部 共 利益も存 0 0 存 諸 同 民 時 を 族 を

朝

可能にするものだと言うわけである。

調とする新たな 概念に伴う内向性、 ティティを確保しようとする試みだった。 よって民族の固 抜き取ることで登場した「族群」 総じて言えば民 政治的抑圧を生む現実を克服するため、 国家支配と自 観点から提起され 概念の政治性を保持したまま、 一有性を保持しひいては民族自身の 両 民 族 者の概念転換の試みは、 族 排他性を否定し、 0 側から、 治の矛盾を示すものとい の概念を提起しようとする試 た「自治にかわる共 「民族」 概念は、 外向性 概念の これに対して民 その それ自体が民族 むしろ その 政 治性 わねばなら 共同性を基 治 概念操作に 政治性· アイデン が民 の概 民族 族

モンゴル

人は多様な部族からなり

理的条件

を

五 政治のゆ

< 蒙古」 ている。 ポジティ として働き始 かった。 それに伴って行政上「外蒙古」と対をなす概念であっ 他称としての「外蒙古」という概念が存在しなくなった。 という。すなわちまずモンゴル人民共 人民共和国 人の意識 過ぎない いて使用したもので、 モンゴル人のアイデンティティ 内外蒙古の 期まで 内 モン 清朝が行政上の概 漠南蒙古 の概念も消滅するはずだったが、 以来、 ものだった。 内外蒙古の区別はモンゴル人の自称としてでは ブ 0 0 ゴ な意味 ル研究者のフフ 中で変化を遂げたのは、 の呼称が使わ 区別がなく、 モンゴルには、 (現在のモンゴル国) に居 内蒙古 を持 より政 住するモ この他称に過ぎない概念が 念として モンゴル人にとっては つように 治 は内外の対的 れていて、 ゴビ砂漠を境とした E 的 15 K V > 1 は存在 ゴル な 南 ゴ 1 「大清会典 2 の建 モンゴル ル ル たと 人 そこに地 九二 人自身 によれ 和国の誕生によって、 0 L 概念であることを止 国を契機とし アイ 実はそうは ていなかっ 1,5 理藩 四年の う 0 ば 0 ・デンテ いわ 統 域 0 意 に立 則 漠南蒙古 を ば他 E E 例 1 たとし する ľ I ル ル

る共同 加 味 L しながら 体 成立する数多くの ている。 それ ゆえ「漠南蒙古」 部 は 部族を単位とす 「内蒙古」

くなったが

この

危機

に際

し当

然の 牧生活

0

遊

牧民

が定

住を強

10

5

n

から離

n

ねば

なら

かった理由 そこに 限ってもモンゴル人の政治的統 また地域に立脚するアイデンティティが成立し もあった。 しかし 「外蒙古」概念の消失後、 は決して容易ではなく、

の時、 概念として意識するアイデンティティが覚醒し始める。 内蒙古」はそれまでの他称であることを止め、 を対的概念としてではなく、自立した一地域

地域に居住するモンゴル人の自称へと変化した。「内蒙古人 1

民革命党」(一九二五年結成)

「内蒙古自

0

燥

トルは最終的に 治運動 名称の出現は、そのことを示す事例だ。 や一九四〇年代の Ļ そこに自 フフバ 1

ゴル自治政府」 な貢献をなしたのは としての |内蒙古| にほかならないとしている。「 の主席 内蒙古 意識を成立させる上で、 一九四七年五月に誕生した「内モ オラー を地 ンフー 域的に統 中 国語表記 もっとも大き 内蒙古 で鳥蘭 力等 モ

ティ ンゴル人の自称となり、 夫=ウランフ) の生活生産の様式、 成され を形成するようになった時、 る。 風土、 地域に立脚する政 文化などへのアイデンティ 当然にもこの地域 治的アイデンティ E 古 1 有

許すも

0

とはなってい

ない。

を行うとの名目

0

際にはこの

退耕還草

還

内蒙古自治

X

のモ 九

ンゴル人の本来の生活生

遊

九年

月

0

民

共

和

玉

0 産形態は

成

Ł 牧

様式

が急速 迷の

に影

を潜 E

8

3

0

ように

J

ル

自

0

自立的な経済を営めなくなることは、

7

Va

てはモ

I

け人民公社化

が進展した一九五八年を境として、

依然モンゴル 人独自の遊牧を主とし 周辺地 地 林 むしろモンゴル 域 域 政策 八がその 0 は 囲 地 草原森林 1/3 込みに 人に対 戻る 生活 よる定 L 0 休 生 7 養

その ル人の地 際、 域的 游 牧空間である広大な草原地 アイデンティティ が強まる結果になっ 0 部は 生産

難

団

0

形式で移住し

てきた漢民族の入植

地となっ

た

題は漢民族が農耕民族であることによって、 が農耕地に変えられてきたことにあった。 化が激 ひいては水資源を枯渇化させ、 しく 草原の耕地化はかえっ 九六〇年代には てこの乾燥化 内蒙古地 牧草地 を促 域 0 多く は乾 進

日までその度合いを激化させてきた。 太陽を覆う」(黄沙蔽 などの 環境問題を誘発 このため二〇〇〇年

0 d 政策 万ムーに達し 年 間 で草原、 退耕還草還林) たとい 森林に戻された面 が実施され 積 100 は自治区全体で三六 三年三月 まで

を区切りとして、

内蒙古自治区では耕地を草原と森林

住化が進 0 そうの都 80 られ 市 および都 ているの が現状であ 市

0 風 +: 根ざし た民 独 53-

12 ゴル人としての 識を高めるとしても、 てゆく。 風 儀礼 短 民族 期 的 ・文化 長期的 には アイデンティティを弱 この変化 . に見ればそれ 言語などを衰弱させることに がモンゴル は当然に 体化させず X の危機意 もモン

には置かな

10

ても、 業が外 るの る内的 の利便性は急速に高まり、 りわけ開発型経済の浸透によって、 を招くことになっ に漢語を習得するいわゆる双語教育の、 市場経済の浸透が加速化したことから、 に強 てい 昇を求める非漢 済 的多数民族であ それのみでは 遍 は 開 現実に る。 めることとなる。そうした条件下では 왶 を遙か 資企業も含めて民族社会に進出する状 な需要が高 H 0 拡大による民族 増加 こうした趨勢は内蒙古自治区でも明 加 民族 は、 た に上回るものとなってきている。 な 社 V 323 0 自民族言語保持 た。 事業の新たな展開、 まったことで、 る漢族社会との大幅な疎 10 会の外部 族 民族 改革開 は 客観的に見て、 有の生 言語の弱体化は 当然にも漢語使用 その通用範囲は他民族 1 放政策が導入された一九八〇 0 開放、 たとえば自民族言語以外 への意欲 生産様 沿海・中心大都市の 自身の 市場経済の拡大、 外部文化との融 民族社会内部に圧 いっそうの普及化 通 式 むろん市 が 双 急速 況 0 社 語 1 公的地 瞭 衰 の傾斜を急 下に、 交流を求 それゆえ 退 に減退 い育とい 言語 15 場 対応 漢語 位 n の通 企 Ł 0 0 do

> お b モンゴル人とりわけ若年世 問題を引き起こしつつある。 代のダブル・アイデンティ

金石籠が『言葉りむをしててある。 る抵抗 もまた漢民族 を保つことになろうと予言したように、 語を母語 在日二世 を維持する限 に変えてゆく中で、 三世 の「差別」 b . DU への抵抗の中でアイデンティ 世 かろうじてそのアイデンテ が朝鮮語 なお日本人の . 社 に 韓国 内蒙古モンゴル 在 0 百朝 中で説 語を忘れ 差別 鮮 人作 Va イテ に対 たよう 家 -本

をかろうじて保持し続けるだろう。

b, 共存」 共治 質性を保 効なものになるとは思われ ない こうした危機状況に中 異質性を弱体化させ は諸 \$ 民族的共生·共 0 有 だ 民族の することを前 か こらであ 固 有の生活生 3 存 た均質的 提 国政府が提起 という に な して、 10 産 がしい な諸 なぜなら 文化 初め L て成立 始めめ 族 政策は必ず . 風俗 0 間 共 T に するの 治、 10 言語 3 は 4: であ 6 民 0 里 族

する て 有 (族)概念に代わって地理的な歴史経 族 そのゆくえが大いに注目され 0 新 群 たな 概念の アイデンテ 提 起 は 1 この テ 1 0 意 拠 味 b 70 所 は 験 内蒙 を求め 0 共 有 る試 E を 根 みと 拠 ル

得

- 《1》 郝時遠[Ethnos(民族)和 Ethnic group(族群)的早期 含義与応用」、李紅杰「論民族概念的政治属性──从欧洲委 員会的相関文件看民族与族群」ともに『民族研究』二○○ 員会的相関文件看民族与族群」ともに『民族研究』二○○
- 書房、一九九九年、一四六、二五六、二七六頁。 (2) 加々美光行『中国世界――21世紀の世界政治3』筑摩
- 展開――』現代評論社、一九七〇年。
 《3》 高島善哉『民族と階級――現代ナショナリズム批判の
- 集』第二巻。
- 《5》 陸学芸主編『当代中国社会階層研究報告』社会科学文献出版社、二〇〇二年。
- 大学現代中国学会編『中国21』臨時増刊号、風媒社、一九大学現代中国学会編『中国21』臨時増刊号、風媒社、一九公有制経済』に制度的保障を与えた点にこそあると指摘し公有制経済」に制度的保障を与えた点にこそあると指摘し、(6) 于光遠はこのように第一五回党大会の歴史的意義は「非
- 九九六年。 五年。兪正粱『当代国際関係学導論』復但大学出版社、一五年。兪正粱『当代国際政治析論』上海人民出版社、一九九
- (え)愛知大学現代中国学会編『中国21』20・8、風媒社、(8) 陶文釗・張琢・加々美光行「日米中三国国際関係のゆ

1000年。

- 中央研究院近代史研究所編『認同與國家:近代中西歷史的9》 王明珂「過去、集體記憶與族群認同:台灣的族群經驗」
- 〈10〉 郝維民主編『百年風雲内蒙古』内蒙古教育出版社、二比較』一九九四年。
- 〇〇〇年、三四〇頁。
- 族政策通論』広西教育出版社、一九九二年。

国民

- 六四年第一二期。
- 実質是階級問題。」『人民日報』一九八〇年七月一五日。 五月二八日。および本報特約評論員「評所謂 "民族問題的五月二八日。および本報特約評論員「評所謂 "民族問題的
- 究』一九八四年第五期。
- 人民出版社、一九八七年。 《15》 胡耀邦 「全面開創社会主義現代化建設的新局面」『中国人民出版社、一九八七年。第二章 「論民族平等」『民族問題理論論文集』青海八二年。第二章 「論」以上,「如何,以上,
- 一月九日。

 一月九日。

 一月九日。
- 〈18〉 龐森「関于民族自決権的一些思考」『国際問題研究』一二年第一期。 二年第一期。

九九七年第二期。潘志平主編

『民族自決権還是民族分裂

『民族研究』二〇〇一年第六期。

- ばと社会』一号、一九九九年五月。
- (20) 朱倫「論民族政治理論新思考」民族研究二○○三年第二的公三年第二期。杜文忠「自治与共治:対西方古典民族政治理論的宪政反思」『民族研究』二○○二年第六期。朱倫「自治与共治:民族政治的理論基礎与基本原理」『民族研究』二期。
- (21) 注(19)に同じ。
- (22) 「内蒙古両年退耕還林(草)三六○多万畝」『人民日報
- (24) この点については本特集座談「「民族自治」における内素」『民族研究』二〇〇二年第四期。
- な学会を参照。 第九号、二○○二年一○月、愛知大学国際コミュニケーショ 人ムスリム=回族のダブル・アイデンティティ」『文明21』 インゴル自治区』の高明潔の発言および高明潔論文「中国 をいずい自治区」の高明潔の発言および高明潔論文「中国 といずにあり、この点については本特集座談「民族自治」における内